

大阪広域水道企業団告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づく指定公金事務取扱者を次のとおり指定した。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

- 1 委託事務  
水道センターにおける徴収の事務
- 2 委託事務の範囲  
岸和田水道事業における水道料金等の徴収の事務及び岸和田市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務
- 3 指定公金事務取扱者の名称等

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	指定期間
株式会社ファノバ	大阪市北区梅田一丁目2番2-1200	令和8年2月13日	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで